

新型コロナウイルス感染症に伴う

日本政策金融公庫融資または石川県の融資における 利子補給のご案内

七尾市では、新型コロナウイルス感染症により事業に支障が生じている市内中小企業者の方へ、次の融資に対して1年間の利子の補給を行います。

●利子補給の対象

補給対象 となる 融資	令和2年3月1日から令和3年5月31日までにを行った以下の融資	
	日本政策 金融公庫	(1) 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (2) 新型コロナウイルス対策マル経融資 (3) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (4) 新型コロナウイルス対策衛経融資
	石川県	(1) 新型コロナウイルス感染症緊急特別融資
資金使途	運転資金 既往の融資の借り換えがある場合、借り換え分の利子は対象外となります	
対象者	・市内に本店登記がある法人又は市内に主たる事業所がある個人事業主 ・市税等すべてを完納しているもの	
限度額	30万円	
その他	・日本政策金融公庫の「特別補給制度(無利子化)」または石川県無利子化を併用している場合、利子補給上限以上の融資を受けた事業者が対象となります ・七尾市緊急経済対策信用保証料補助を受けている方は対象外となります	

●手続きの流れ

	提出書類	添付書類
1.利子補給の申込書を市へ提出してください 注)申込書は、融資の決定後6カ月以内に提出してください	・申請書 (様式1)	・契約書 ・償還予定表
2.市は受付/審査を行い、利子補給認定書を送付します		
3.利子を1年間支払います		
4.交付申請書を市へ提出してください	・交付申請書 兼実績報告書(様式3)	・利子払込証明書 ・特別利子補給金が分かる書類 ・請求書(様式5)
5.市は受付/審査を行い、交付決定通知書を送付します		
6.利子補給金が指定の銀行口座に振り込まれます		

問合せ先：七尾市産業部商工観光課 七尾市袖ヶ江町イ部 25番地

TEL:0767-53-8565 FAX:0767-52-2812 E-mail:shoukan@city.nanao.lg.jp